

建築基準法に基づく 許可申請のてびき

令和8年 9月

池田市

【 目 次 】

1. 建築物の許可申請をされる方へ……………	1
2. 許可手続の流れ……………	2
3. 許可申請書の作成……………	4
4. 公聴会の開催について……………	1 0
5. 建築審査会用資料の作成について……………	1 2
6. 許可を受けた内容に変更等が生じた場合……………	1 4
7. (参考) 事前相談チェックリスト……………	1 5

1. 建築物の許可申請をされる方へ

ここで言う建築許可とは、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない等であって、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、必要に応じて建築基準法の制限を解除する特定行政庁（池田市長）の処分であり、通常の建築確認に先立って行うものです。

尚、建築基準法第43条第2項第2号の許可申請については、「建築基準法第43条第2項認定及び許可申請の手続きのご案内」を参照した上で、審査指導課と協議の上で手続きを進めて下さい。

許可申請を行おうとする方は、その内容等について、あらかじめ審査指導課と事前相談を十分に行った上で、手続きを進めて下さい。

■ 許可関係条項

ここで解説している建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の許可は、以下の条項に基づくものです。

- ① 法第44条第1項第2号、第4号（道路内の建築制限）
（ただし、上空通路等公共用歩廊に関するものは除く。）
- ② 法第47条（壁面線による建築制限）
- ③ 法第48条第1項～第13項（用途地域等）
- ④ 法第52条第10項、第11項及び第14項（容積率）
- ⑤ 法第53条第4項及び第5項第3号、第4号（建蔽率）
- ⑥ 法第53条の2第1項第3号及び第4号（建築物の敷地面積）
- ⑦ 法第55条第3項又は第4項各号（第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度）
- ⑧ 法第56条の2第1項（日影による中高層の建築物の高さの制限）
- ⑨ 法第57条の4第1項（特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度）
- ⑩ 法第58条第2項（高度地区）
- ⑪ 法第59条第1項第3号及び第4項（高度利用地区）
- ⑫ 法第60条の2第1項第3号（都市再生特別地区）
- ⑬ 法第67条第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号（特定防災街区整備地区）
- ⑭ 法第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号（景観地区）
- ⑮ 法第85条第3項、第6項及び第7項（仮設建築物に対する制限の緩和）
- ⑯ 法第88条第2項（工作物への準用）
- ⑰ 法第44条第1項第4号（道路内の建築制限）の内、上空通路等公共用歩廊に関するもの。 【上空通路連絡協議会等の開催】
- ⑱ 法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置） 【都市計画審議会の議を要す。】
- ⑲ 法第59条の2第1項（敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特例）
- ⑳ 法第68条の3第4項（再開発等促進区等内の制限の緩和等）
- ㉑ 法第68条の5の3第2項（高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における制限の特例）
- ㉒ 法第68条の7第5項（予定道路の指定）

※上記⑰から㉒の条項については、このてびきによるもの以外に、別途手続きが必要です。審査指導課に問い合わせ下さい。

2. 許可手続の流れ

許可に係る事務の円滑な処理と適正な法の運用を図るため、その内容等について、あらかじめ審査指導課と事前相談を十分に行った上で、手続きを進めて下さい。
許可申請の手続きの流れは、概ね、P 3 のフローの通りです。

■ 許可申請にあたっての留意事項

① 事前相談について

事前相談には、許可条項及び計画概要等を整理の上〔（参考）事前相談チェックリスト（P 15）〕、敷地の位置、形状、周辺建物の概要及び計画建築物の用途、規模等を示す図書等を2部提出して下さい。

② 許可申請書の受付について

審査指導課にて許可申請の受付を行います。都市計画法の開発許可に係るものについては、都市計画法第29条による許可申請書の提出をする事が条件となります。また、池田市環境保全条例の指定事業に係るものについては、同条例による協議が完了した事が条件となります。

尚、許可日については、都市計画法の開発許可に係るものについては、開発許可日以後となります。

また、都市計画法の42条、43条及び宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を必要とする場合も、それらの許可日以後となります。

□ 特定行政庁について（法第2条第35号）

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいいます。

池田市は、特定行政庁としての事務を行っております。

□ 公聴会について（法第48条第15項及び第17項）

法第48条第1項から第13項のただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、許可に利害関係を有する者の出頭を求めて、公開による意見の聴取（以下「公聴会」という。）を行うことが、法により定められています。（法第48条第16項ただし書きの規定による許可を除く。）

また、公聴会の開催3日前までに、その旨を公告することが、法により定められております。

□ 建築審査会について（法第78条～法第83条）

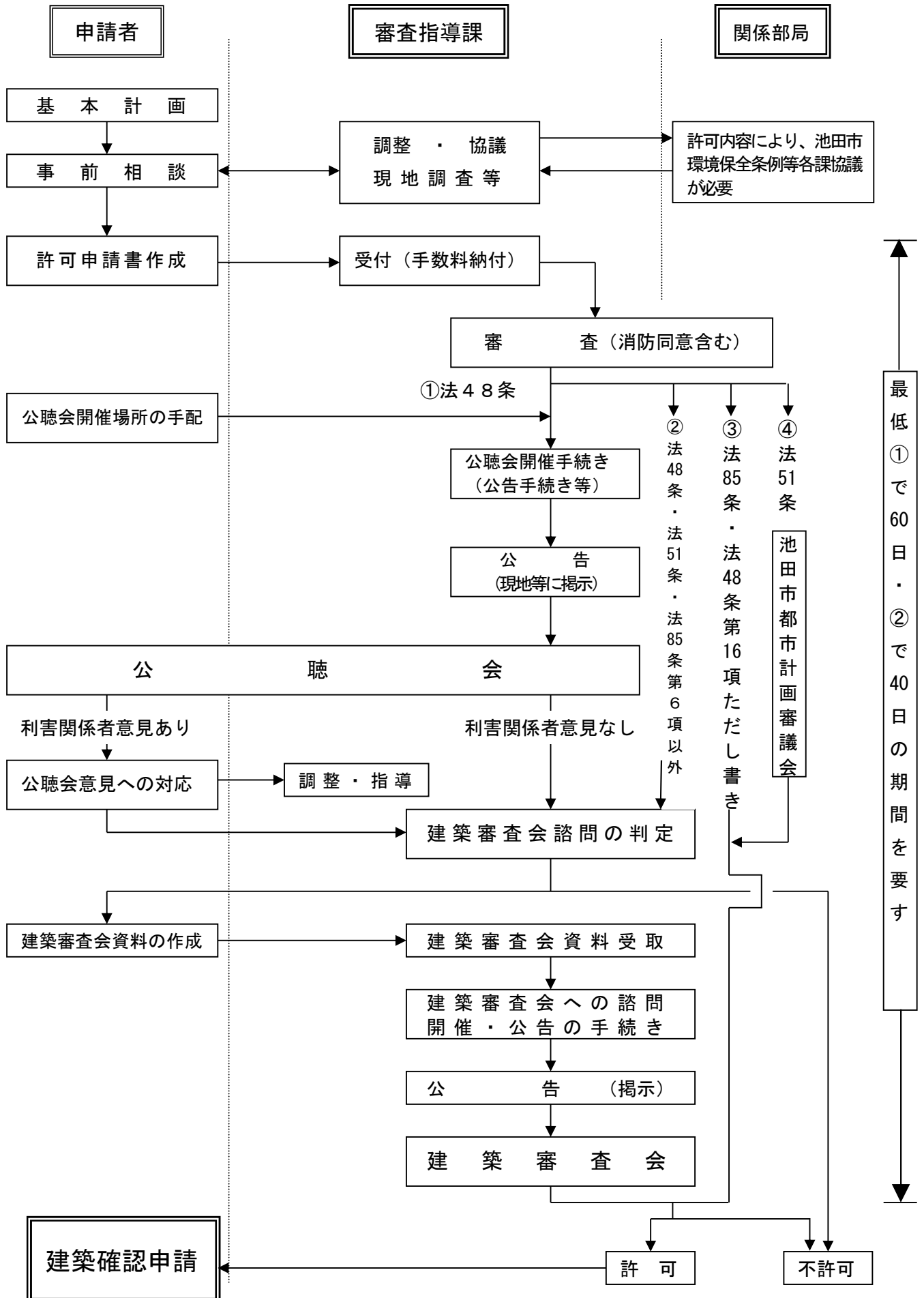
この法律に規定する同意及び第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、本市には池田市建築審査会が置かれています。

法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、特定行政庁が任命した委員で組織されております。

なお、法第48条第1項から第13項のただし書きの規定による許可を行う場合は、あらかじめ、公聴会を開催し、かつ、建築審査会の同意を得なければなりません。（法第48条第16項ただし書きの規定による許可を除く。）

また、法第51条及び第85条第6項以外の規定による許可を行う場合は、建築審査会の同意を得なければなりません。

許可申請手続きの流れ



3. 許可申請書の作成

(1) の許可申請書の正本及び副本に、それぞれ、(2) 及び (3) に掲げる図書又は書面を添えて提出してください。

(1) 許可申請書の様式（建築基準法施行規則第10条の4）

- ・様式第43号 一下記以外の条項
- ・様式第44号 一法第85条第3項、第5項、第6項
- ・様式第47号 一法第88条第2項

(2) 添付図書

凡例	A 法第43条第2項（法56条の2第1項の制限を受けるものに限る）、法第55条第3項又は第4項各号、法第56条の2第1項、法第58条第2項、法第68条の3第4項、及び法第68条の5の3第2項
	B 法第53条第4項
	C 法第55条第3項又は第4項
	D 法第56条の2第1項
	E 法第58条第2項
	F 法第68条の3第4項
	G 法第68条の5の3第2項

図 書 名	記 入 事 項
① 理由書（A4・様式自由）	許可を要する理由（緩和を必要とする条項等を含む）を建築主自ら具体的に記入し、押印
② 付近見取図〔用途地域図を兼ねる〕 ・ 1/10,000 （申請敷地を中心にし、A3程度の図面で可）	・ 方位 ・ 申請敷地を「赤」で着色 ・ 申請敷地の中心（大規模な敷地については敷地境界線）より、半径1kmの円を明示し、その内側を全て（他市にまたがる場合も）、用途地域別に指定された色により着色をし凡例を表示（半径線及び「1km」の表示） ・ 鉄道路線名、主要道路名、最寄り駅名、公共建築物名称等目標となる地物を明確に表示 ・ 鉄道、主要道路等は、行先（至〇〇）を表示
③ 建物用途別現況図〔敷地周辺見取図を兼ねる〕 ・ 1/2,500 （申請敷地を中心にし、A3程度の図面で可）	・ 方位 ・ 申請敷地については、敷地境界線を「赤線」で、申請建築物については「赤」で着色 ・ 申請敷地の中心（大規模な敷地については敷地境界線）より、半径300mの円を明示し、その内側を全て（他市にまたがる場合も）、建物用途別に指定された色により着色をし、凡例を表示（半径線及び「300m」の表示）（法第85条第5項に係る許可の場合は、着色は不要） ・ 地図にない新しい建築物についても、図示
④ 現況図（現況配置図） ・ 1/50 ～ 1/300	・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線は、「赤線」で表示 ・ 敷地内における建築物の位置及び用途（除去、残置がわかるように） ・ 敷地内の駐車場等、土地利用 ・ 敷地の接する道路の位置、名称、幅員、種類 ・ 敷地周囲の通路及び空地の配置 ・ 擁壁、門又は塀の位置及び高さ

⑤ 配置図 ・ 1/ 50～1/300	・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線は、「赤線」で表示 ・ 敷地内における建築物の位置、用途、構造、規模 ・ 敷地内の駐車場等、土地利用 ・ 申請に係る建築物と他の建築物との別 ・ 敷地断面図を併記（直交する2面） ・ 土地の高低、敷地と敷地の接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ ・ 隣地の土地利用、近接建築物の用途、構造、階数及び配置 ・ 敷地内土地利用の内、緑地部分を「緑」で着色し、緑地面積を表示すると共に、植栽計画（樹種、樹高、本数）を明示 ・ 敷地の接する道路の位置、名称、幅員、種類 ・ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 ・ 排水計画（雨水「水」、汚水「茶」、雑排水「青」で着色し凡例を表示）を図示し、敷地外への放流先を記入 ・ 断面図の切断位置 ・ 浄化槽、油水分離槽等がある場合は、その位置及び処理能力等 ・ 都市計画施設、用途地域の境界線 ・ A に係る許可の場合は、地盤面の異なる区域の境界線 ・ B に係る許可の場合は、壁面線又は法第53条第4項に規定する壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この表において「壁面線等」という。）の位置及び建築物と壁面線等との距離 ・ B に係る許可の場合は、建築物の構造及び階数 ・ B に係る許可の場合は、門又は塀の位置、高さ及び構造 ・ B に係る許可の場合は、敷地周囲の通路及び空地の配置 ・ B に係る許可の場合は、敷地内における通路の位置及び幅
⑥ 各階平面図 ・ 1/100～1/300	・ 縮尺及び方位 ・ 間取、各室の用途、床面積、床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法 ・ 工場にあっては、作業場面積、機械設置等の位置、名称、原動機の出力、容量等、必要な事項 ・ 作業場部分については、「赤線」で表示 ・ 危険物の貯蔵等にある場合は、危険物の名称、貯蔵又は処理の位置、数量等、必要な事項 ・ 増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、必要な範囲で既存建築物部分の間取り等 ・ B に係る許可の場合は、延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造 ・ B に係る許可の場合は、開口部及び防火設備の位置
⑦ 床面積求積図	・ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑧ 二面以上の 立面図 ・ 1/100～1/300	・ 縮尺 ・ 開口部の位置及び壁、屋根、軒裏及び庇の構造、材料の種別及び寸法、色彩 ・ C に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・ 増築等に係る申請で、既存建築物に接する場合は、増築部分を「赤線」で表示 ・ B に係る許可の場合は、開口部の寸法 ・ B に係る許可の場合は、壁面線等の位置及び建築物と壁面線等との距離

⑨ 二面以上の断面図 ・ 1/100～1/300	・ 縮尺 ・ 地盤面 ・ 建築物の各部分の地盤面からの高さ／床、天井（天井のない場合は屋根）及び軒の高さ ・ 軒及び庇の出／屋根、天井、外壁、内壁及び床の仕上材料の種別 ・ C に係る許可の場合は、地盤面及び高さ10mラインを「赤線」で表示 ・ A に係る許可の場合は、土地の高低 ・ A に係る許可の場合は、用途地域の境界線 ・ A に係る許可の場合は、平均地盤面のラインを「赤線」で表示 ・ A に係る許可の場合は、地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ・ A に係る許可の場合は、隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面
⑩地盤面算定表	・ 建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さ ・ 地盤面を算定するための算式
⑪敷地面積求積図	・ 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
⑫建築面積求積図	・ 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
⑬耐火構造等の構造詳細図 ※Bによる規制を受ける場合に必要	・ 主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
⑭ 日影図 ※A による規制を受ける場合に必要 ・ 1/100～1/300	（申請敷地内の全建築物を対象として作成） ・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線 ・ 法第56条の2第1項の対象区域の境界線 ・ 法別表第四（い）欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 ・ 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 ・ 日影時間の異なる区域の境界線 ・ 申請区域の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 ・ 敷地内における建築物の位置（敷地各辺寸法及び建築物の敷地境界線からの位置寸法） ・ 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ・ 法第56条の2第1項の水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5m（赤破線で図示）及び10m（青破線で図示）の線（以下「測定線」という。）を図示（日影図についてのみ、敷地境界線は「黒太線」、みなし境界線は「黒破線」） ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 ・ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線（5m規制に係る日影線は「赤線」、10m規制に係る日影線は「青線」） ・ 土地の高低

	【D の許可申請の場合は、以下を追加】 ・増築に係る場合は、増築部分のみ及び既存部分のみのそれぞれの日影図を追加 ・測定線を超える日影の範囲をそれぞれ「赤」「青」で着色し、その部分の面積を記入 ・10m規制に係る等時間日影線の内側にある隣接建築物を「黄色」で着色し、用途、申請敷地との高低差を記入
⑮ 日影形状算定式 ※A による規制を受ける場合に必要	・平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式
⑯ 平均地盤面算定表 ※A による規制を受ける場合に必要	・建築物が周囲の地盤面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式
⑰ 区域図 ※F、G による規制を受ける場合に必要	・縮尺及び方位 ・F に係る許可の場合は、再開発等促進区及び地区整備計画の区域又は沿道再開発等促進区及び沿道地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置 ・G に係る許可の場合は、地区計画及び地区整備計画の区域又は沿道地区計画及び沿道地区整備計画の区域の境界線並びに敷地の位置
⑱ 工場危険物調書 (様式指定)	【敷地内において工場若しくは危険物の貯蔵等がある場合】 ・池田市建築基準法施行細則第10条の様式第1号による調書の「副」を添付
⑲ 現況写真 A3にレイアウト	・2面以上（連続写真等、状況の良くわかるもの） ・カラー写真又はカラーコピー ・撮影位置・撮影方法をプロットした現況図
⑳ その他	〔市長が、必要と認める図書を添付して頂くことがあります。〕

注) ② ③ ⑤ ⑥ ⑧ ⑨ ⑱ ⑲ ⑳は、建築審査会に必要な図面（P13参照）
（ただし、⑭については、法第56条の2第1項の許可申請の場合のみ必要）

（3）添付書面（法第43条第2項及び法第53条第4項の規定による許可の場合のみ）

- ・許可を受けようとする建築物の敷地の地籍図の写し
- ・許可を受けようとする建築物の敷地の登記事項証明書

〔用途地域の凡例〕

用途地域	着 色
第1種低層住居専用地域	緑
第2種低層住居専用地域	薄 緑
第1種中高層住居専用地域	黄 緑
第2種中高層住居専用地域	薄黄緑
第1種住居地域	黄
第2種住居地域	薄 橙
近隣商業地域	桃
商業地域	赤
準工業地域	紫
工業地域	水

	日影時間規制値		
	一	二	三
			
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	3 H 2 H	4 H 2.5 H	5 H 3 H
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	3 H 2 H	4 H 2.5 H	5 H 3 H
第1種住居地域 第2種住居地域	4 H 2.5 H	5 H 3 H	— —
市街化調整区域のうち用途 地域の指定のない区域 (平成9年4月1日施行)	4 H 2.5 H	— —	— —

注) 上段：5m規制に係る規制時間
下段：10m規制に係る規制時間



は桃色で用途地域別着色
の上に重ねる

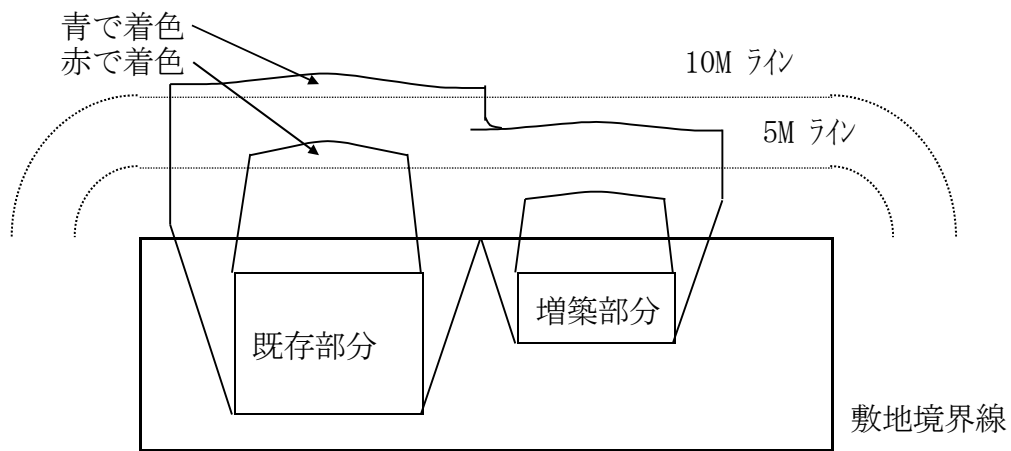
〔建物用途の凡例〕

建物用途	具体例	着 色
官・公署施設	裁判所、税務署、市役所、清掃事務所、警察署、消防署、郵便法の規定により行う郵便業務施設、NTT、電信中継所	茶
運輸・公共施設	駅舎、卸売市場、汚水処理場、ガスタンク、変電所、営業倉庫	こげ茶
文教・厚生施設	学校、図書館、公民館、社寺、保育所、体育館、博物館	緑
病院施設	病院、助産所、託児所、保健所、母子・老人ホーム	橙
興行施設	劇場、映画館、演芸場	黒
遊興施設	パチンコ店、マージャン 屋、ボーリング 場	紫
商業サービス施設 宿泊施設 等	小売店舗、飲食店、百貨店、浴場、旅館	赤
業務施設	銀行、事務所	桃
住居施設 ※	住宅、寄宿舍、共同住宅	黄
農・漁業施設	温室、漁業施設	黄 緑
工場施設	工場、作業場	青
その他		水

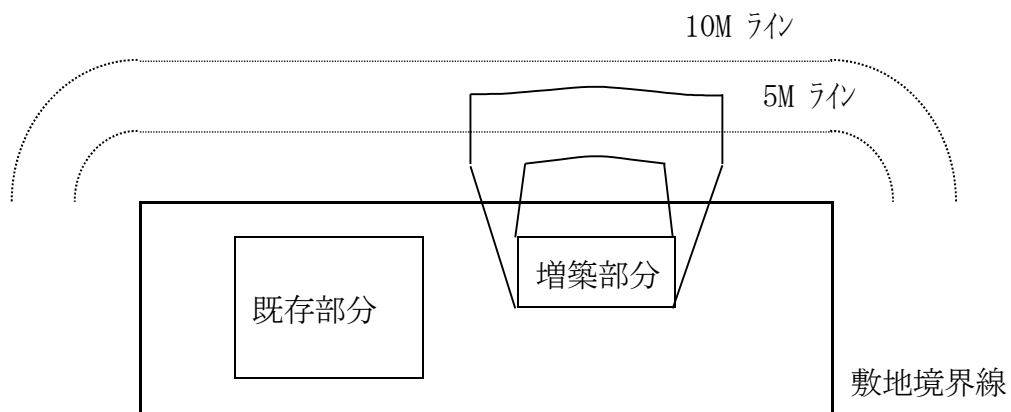
※ 兼用住宅は  内を黄色で塗り、輪郭を併用用途の色とする。

〔日影図の書き方〕

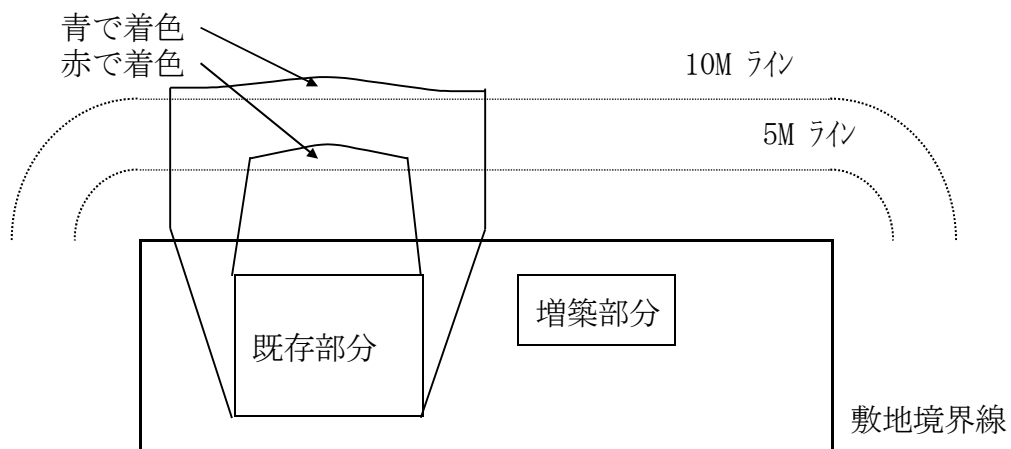
① 敷地内全建築物の等時間日影図



② 増築部分の等時間日影図



③ 既存部分の等時間日影図



4. 公聴会の開催について

(1) 公聴会の準備について

許可申請書の提出後、公聴会の公告手続き等、必要な事務を行いますので、速やかに審査指導課担当者と協議の上、公聴会の準備を行って下さい。

(2) 公聴会の開催場所の確保

公聴会を開催するための会場を確保して下さい。（担当者と相談の上、手配して下さい。）

会場を確保した場合は、速やかに、その施設名及び所在地を担当者まで連絡して下さい。

なお、公聴会の場所については、以下の点に留意下さい。

- ① 位置 なるべく申請敷地に近い場所とし、少なくとも申請敷地より半径300m圏内に立地するものとして下さい。
- ② 施設の性格 地区集会所等公共的性格の強い施設として下さい。

(3) 公聴会の開催を示す公告ビラの掲出用立て札の設置等について

担当者の指定する期日までに、申請地内に、現地公告ビラの掲出用立て札（下記参照）を設置して下さい。

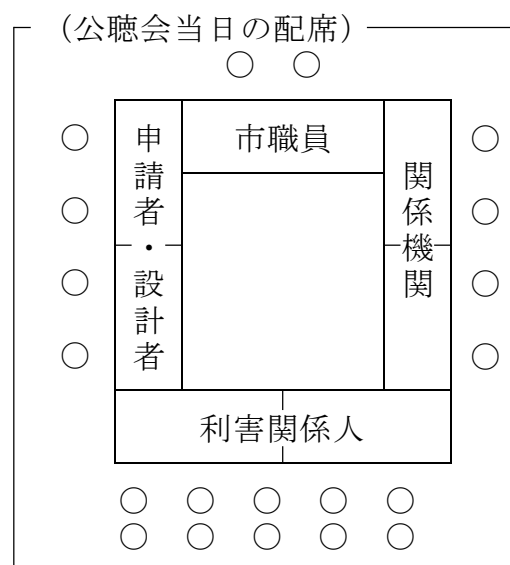
（ビラの掲出、撤去は、市職員が行います。）

- ① 寸法 タテ60cm×ヨコ90cm（ビラ寸法タテ80cm×ヨコ80cm）
- ② 材料・構造 ベニヤ板程度の簡易なものでよいが、風雨等で倒壊、破損することのないよう配慮して下さい。
- ③ 位置 前面道路等、敷地の外から見やすい場所とする。

※ （2）の公聴会の開催会場の玄関等に、公告用ビラ（B4版縦）を掲示しますので会場の管理者に、事前にその旨了解をとっておいて下さい。
現地公告ビラは、公聴会が終了するまで、撤去しないで下さい。

(4) 公聴会の実施について

- ① 公聴会は、通常下記（5）に示す次第で、市職員により議事を進めます。
- ② 公聴会には、必ず申請者本人若しくは本人の代理として出席することが適当と認められる者及び十分に計画概要等が説明できる設計者（担当者）が出席して下さい。
- ③ なお、公聴会に出席された利害関係人に対して、説明しやすいように説明用図書（A0サイズ）を地元関係機関及び利害関係人の見やすい位置に掲示する等（OHPでも可）、必要な処置を開催時刻までに行って下さい。
- ④ また、開催時刻までに、右図の要領で机等を並べておいて下さい。



(5) 公聴会次第（概要）

- ① 市職員による公聴会の趣旨等の説明
- ② 公聴会出席者の自己紹介
- ③ 申請者による申請理由の説明
- ④ 設計者による計画概要等の説明
- ⑤ 利害関係人の意見聴取
- ⑥ 市職員及び消防職員の意見聴取

(6) その他の留意事項

公聴会の開催については、上記③に基づき、池田市において必要な手続を行いますが、申請者においては、別途、その旨について、地元自治会長等を通じて情報提供を行う等、利害関係人に対して周知徹底を行って下さい。

5. 建築審査会用資料の作成について

(1) 建築審査会用図面作成要領

① 提出要領

本作成要領により、作成の上、1部を事前（公聴会開催のころ）に市担当者に提出し、市担当者の指示に従い必要な修正を行った後、15部作成して下さい。

提出時期は、市担当者と相談して下さい。（参照P3）

② 体裁

A4の左開きとし、表紙は不要です。

製本の方法－各図面をA3に縮小し、A4折りとする（下図参照）

③ 必要図書等

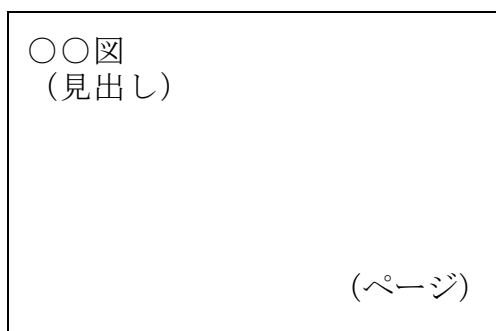
必要図書及び表示内容については、基本的には、「3. ②添付資料（P4～P7参照）」のうち、■印の図書一式とするが、計画の内容により、追加の必要な項目もありますので、市担当者と協議して下さい。

なお、「⑭日影図」については、法第56条の2の許可申請時のみ必要です。

また、以下に示す内容について各図面に追加、削除等必要な修正を行って下さい。

- ・見出し（図面左上）の表示
- ・ページ数は池田市で記入します（図面右下スペース確保）
- ・（縮小後の）縮尺、寸法の表示
- ・事務所名、工事名称等の削除
- ・縮小し文字が見にくい時は、不必要な文字は消し、必要な文字は書き直す
- ・各図面毎に、必要に応じ凡例（図面右側）を表示

〔開いた状態－A3〕

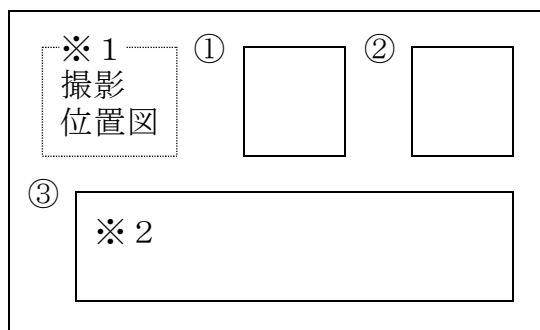


(2) 敷地及び敷地周辺の写真やパース等の提出について

敷地及び敷地周辺の土地利用や計画の全様等を示す写真やパース等を上記①と併せて1部提出して下さい。

なお、写真の提出については、以下の内容に留意して下さい。

- ・写真撮影の位置を示す撮影位置図を添付して下さい。
- ・写真枚数については、敷地及び敷地周辺（四周）の建物状況等を示すのに必要な枚数とする。
- ・写真及び撮影位置図は、A 3（横）の台紙に貼付して下さい。



※1 台紙が2枚以上になる場合は、撮影位置図は、各ページ毎に付けて、左側で閉じて下さい。

※2 写真は極力、一枚で全体が判るように、貼り合わせ、台紙をはみ出すような場合は、写真を折って下さい。

6. 許可を受けた内容に変更等が生じた場合

① 当該敷地内では、許可を受けた内容と異なる建築行為等はできません。

許可を受けた内容とは、許可を受けた事項に止まらず、当該許可の対象となった建築計画の内容そのもののことです。

建築基準法における許可とは、申請敷地全体の建築計画に対して、許可を行うもので、許可の対象となった当該建築計画にない建築等の行為はできません。

② 許可を受けた内容に変更があれば、改めて許可が必要です。

「許可を受けた後、その計画内容に変更が生じた場合」及び「許可に基づき建築された後、当該敷地内において、新たに増築、用途変更等を行う場合」は、原則として、変更後の内容で、再度許可を受ける必要があります。

また、増築、用途変更等を行う場合で、建築基準法第6条に基づく確認申請の必要のない場合でも、上記許可を受ける必要がある場合があります。

許可を受けた内容に変更等が生じる場合は、必ず市担当者にご相談下さい。

③ 検査済証の交付を受けて下さい。

上記②における許可の申請につきましては、交付済許可通知書及び建築基準法第7条第5項に基づく検査済証（写）を、必ず添付して下さい。

※ 詳細については、下記に問い合わせ下さい。

池田市 審査指導課
TEL 072-752-1111

7. (参考) 事前相談チェックリスト

○相談年月日		年 月 日		
○相談者氏名等		会社名 連絡先 担当者名		
1 施主氏名等				
2 該当条項等 (相談内容)				
3 申請 地 概 要	イ 地名地番			
	ロ 住居表示			
	ハ 用途地域			
	ニ 容積率等	指定建ぺ率 %	指定容積率 %	外壁後退 m
	ホ 接道状況	道路名及び幅員		
	ヘ その他の地域地区			
4 計 画 概 要	イ 工事種別	新築・増築・改築・移転・用途変更・その他		
	ロ 建物用途	(複数の用途が混在する場合は複数の用途を記入)		
	ハ 敷地面積	㎡		
	ニ 建築面積	㎡ (%) [内増築等の部分 ㎡]		
	ホ 延べ面積	㎡ (%) [内増築等の部分 ㎡]		
	ヘ 構造	造 一部 造		
	ト 階数高さ	[内増築等の部分]		
5 その他の 特記事項				

受 理 日 ー 年 月 日
 受付担当者 ー